

## 第299回監査セミナー

平成29年7月4日

**講 師：獨協大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 高橋 均氏****演 題：取締役会の権限・運営・評価に関する法と実務****～監査役・監査（等）委員の視点を踏まえて～**

株主総会で、株主から社外取締役  
に名指しで質問するケースが増えて  
いる。最近、社外取締役がその会  
社で具体的に何をしたのか、如何に  
実効的な役割を果たしているかに関  
心が集まっている。しかし、私は、  
本質的な課題は取締役会の改革であ  
り、その延長線上として社外取締  
役の役割に関する議論となっていると  
理解している。

立法経緯をみると、日本では監査  
役の権限を強化してきたが、一方で、  
取締役会の権限、つまり「取締役の  
職務の執行の監督」は機能していな  
いと言われながら、取締役会改革に  
は、いっさい手が付けられなかった。  
監査役の法的権限強化が到達点に近  
づいている中で、社外取締役に焦点  
を当てて、取締役改革をどう進める  
かという論点になっているとの印象  
を持っている。

そこで、本日のテーマは、社外取  
締役だけを議論しても全体の理解に  
はならないと考えることから、取締  
役会の権限、運営、評価に対する法  
と実務を理解していただくことによ  
り、監査役としての実務の参考にな  
るばかりでなく、本年から再度審議  
が開始された改正会社法の議論に対  
する理解も深まるのではないと思い、  
今回のテーマを決めさせていた  
だいた。

### 1. 取締役会

#### 1. 取締役会の権限

##### ①会社の業務執行の決定

これは、取締役会の意思決定機能  
である。取締役会決議事項が、実  
質的には経営会議等で決定され、

取締役会では単に追認するに過ぎ  
ない弊害を改革しようとする一つ  
の方策として、社外取締役の法定  
化の議論になっている。なお、取締  
役会は法定決議事項を決定するが、  
決議のための具体的数値等の基準  
は、各社の実情に基づいた取締役  
会付議規程により設定している。

##### ②取締役の職務の執行の監督

法律では業務と職務とを厳密に使  
い分けている。取締役は自らの管  
掌業務執行だけではなく、他の取  
締役の職務執行状況に対して監督  
機能を有する。分かり易い言葉で  
言うと、取締役会で質問・確認し  
たり、意見陳述を行ったり、場合  
によっては、議案に反対したりす  
る役割がある。

##### ③代表取締役の選定及び解職

株主総会後の最初の取締役会で代  
表取締役を選定する。

##### ④取締役会の法定報告事項

法定の報告事項は、決議事項に比  
べて少なく、報告事項で重要な項  
目は「競業取引および利益相反取  
引の取引後における重要な事実の  
報告」（会社法 365 条）である。

### 2. 取締役会の招集

取締役会の招集にも、1週間前に  
招集する必要があるなどの規定が存  
在するものの、定款で期間を短縮で  
きたり、取締役全員の同意があれば、  
招集通知なしで取締役会を開催で  
きるといった実務に即した柔軟な規定  
となっている。いずれにしても、監  
査役は招集手続に瑕疵がないかにつ  
いても、確認することが重要である。

### 3. 取締役会決議と運営

#### (1)決議要件



議決に加わることができる取締役  
の過半数が出席し（定足数）、その  
出席取締役の過半数で決議となる。

#### (2)決議に対する取締役会開催の省略 （書面決議）

取締役会の書面決議は、定款で定  
めていること、取締役全員の同意  
があること、監査役が異議を述べ  
ないことが成立要件となる。監査  
役との関わりでは、監査役が異議  
を述べないことについて、取締役  
会事務局が理解して、前もってそ  
の手続きを履行しているか注意す  
べきである。

#### (3)報告事項に対する省略

3ヶ月毎の報告を除き、取締役、  
監査役の全員に通知した場合は、  
取締役会への報告は省略できる  
（いわゆる、書面報告）。

#### (4)代理行使の可否

1人1議決権のため、部長等の使  
用人に委任して議決権を代理行使  
することはできない。

#### (5)特別利害関係人の扱い

特別な利害関係を有する取締役は  
議決に加わることはできない。

#### (6)決議の手続き又は内容上の瑕疵

株主総会の場合は、決議取り消し  
訴訟、株主総会無効確認の訴え、  
株主総会不存在確認の訴えが法定  
化されているが、取締役会には同

様の規定がないために、一般原則によって、取締役会決議の有効性が判断される。

監査役にとって(1)～(5)項は監査項目と理解しておいた方がよい。取締役会が法定に則って運営されているか、要件が満たされているかなど、取締役会の手続き上の瑕疵が認められないか留意する必要がある。

#### 4. 監査役と取締役会の関係

- (1)取締役会への報告義務（会社法 382 条）
- (2)取締役会出席義務・意見陳述義務（会社法 383 条 1 項）
- (3)取締役会招集請求権・招集権（会社法 383 条 3, 4 項）

実際の実務では、監査役がいきなり取締役会に報告することはなく、事前に他の取締役に報告した上で、必要であれば、取締役会の招集を行うという流れである。つまり、(1)取締役会への報告義務と(3)監査役としての取締役会招集請求権・招集権は対になっていると理解するとよい。

(1)～(3)の規定は、監査を通じて、監査役が不祥事等のおそれや実際に発生していることを発見した場合に、執行部門にその対応を促す規定であり、それでも取締役（会）が適切な対応を取らなかった場合には、最終的には、監査役の差し止め請求権の行使（会社法 385 条）に繋がる可能性もある。

#### 5. 社外役員活用のポイント

社外役員の活用の問題については、監査役も意識していただいた方がよいポイントである。

- (1)社外役員のミッションの確認
- (2)社外役員からの要望

社外役員が実効的な役割が問われている今日、社外役員のミッション、すなわち会社からの期待と、そのミッションを遂行するための社外役員からの要望を予め相互に確認することは重要である。

- (3)社外役員への情報提供
- (4)取締役会運営での工夫

取締役会の監督機能は、特に社外取締役や社外監査役の取締役会での発言が重要となる。そのためには、社外役員への積極的な社内情報の提供のほか、承認・決議の前に、議長から社外役員に「何か、ご質問やご意見はありませんか」

と発言を促すなどの取締役会運営の工夫の余地はある。監査役の立場から見て、社外役員への情報提供が不十分と感じたり、取締役の運営上の工夫の必要性を感じたならば、取締役会事務局に意見を言うことも考えてよいと思われる。

#### 6. コーポレートガバナンス・コード（以下 CG コード）と取締役会の評価

- (1)CG コードの規定

CG コードに取締役会の実効性、分析・評価に関する原則がある（原則 4 - 11、4 - 12）。本原則は、取締役会が活性化し、より建設的な議論が促されることを意識した原則となっている。全ての会社が CG コードを理解したり、意識する取締役会の運営をすると、ガバナンス上もプラスになると思う。

- (2)取締役会評価の基本的なポイント

- ・取締役会において、質疑が活発に行われているか
- ・取締役会会議の議題の選択と審議状況

審議の時間を確保する為、報告事項は資料配布とし、取締役会では報告しないという会社もある

- ・任意の委員会の設置と活用  
委員会の諮問が具体的にどう活かされているか
- ・取締役会評価の方法

取締役会評価基準を取締役会で審議、確認することが出発点

- (3)取締役会評価に関するチェックリスト 20 問

上記ポイントをもう少し具体的にブレイクダウンしたチェックリストを作成した。全てチェックする必要はないと思うが、監査役からの目線で取締役会評価に活用していただけると幸いである。

- 社外取締役が就任しているか。
  - ・できれば、複数名就任していること
- 社外役員の独立性基準が明示されているか。
  - ・できれば、対外的に公表されていること
- 社外非常勤役員の兼務状況が 4 社以下であるか。
  - ・できれば、2 社程度が望ましいこと
- 社外役員の経歴についてバランスが取れているか。

- ・経営者、法務、会計の各専門家が偏った選任となっていないこと

- 社外役員の就任期間が長すぎているか。

- ・10 年を超えるのは、長すぎるとする意見が多い

- 取締役会の開催日程が早い段階で決定されているか（少なくとも 6 ヶ月前までに）。

- ・社外役員の出席率向上のための配慮がなされていること

- 取締役及び監査役の中で、昨年度実績で取締役会の出席率が 9 割を下回るようなことはなかったか。

- ・必要に応じて、テレビ会議等が開催できるような体制になっていること

- 社外役員が積極的に発言を行うことができるような工夫がなされているか。

- ・事前説明の徹底（社外役員には、案件によっては、事前に十分に時間をかけて個別に説明を行っていること）

- ・取締役会議長による社外役員への発言機会の確保をする運営となっていること

- 社外役員の意見に対して、会社として真摯に検討し、必要に応じた対応を行っているか。

- ・単に、意見を拝聴しただけに終わっていないこと

- 取締役会の開催時間と比較して、決議事項や報告事項が過多で、十分な審議が行われていないようなことがないか。

- ・重要事項の絞り込み等、議題と審議時間との関係について、常に意識していること

- 中期経営計画、他社との経営統合・業務提携等、株主総会事項について、十分な時間をとって議論や審議が行われているか。

- ・特に、社外役員を意識した運営となっていること

- ・検討のために、事前資料の配布が徹底されていること

- 取締役会資料について、基本資料と参考資料を区別するなど、資料の面からも、効率的な取締役会運営となるような工夫が模索されているか。

- ・参考資料は電子化するなどの工夫が行われていること

- 取締役会付議事項の定期的な見直しを実施しているか。
  - ・柔軟な取締役会運営のための工夫を行っていること
- 取締役会事務局（兼務も可）が十分な陣容となっているか。
  - ・一定の法的知見を持っているか。又は法的知見を確保するような社内外の研修会の積極的な参加が推奨されていること
- 取締役会事務局員は、取締役会に陪席が許されているか。
  - ・取締役会運営の状況や議事録整理のためには、陪席が望ましい
- 取締役会招集通知や取締役会開催後の議事録整理が遅滞なく行われているか。
  - ・招集通知は、法定又は定款に定められた期間内の発送の原則が遵守されている意識があることが重要
  - ・取締役会議事録は、開催日から遅滞なく原案を整理した上で、参加した取締役・監査役の確認を経た上で署名又は記名・押印が行われているかなど（詳細は後述）
- 臨時取締役会開催が迅速に実施できる体制となっているか。
  - ・社外取締役・社外監査役を含めた連絡体制が整備されていること
  - ・臨時取締役会を開催する事態について、予め整理されていること
- 報酬諮問委員会・指名諮問委員会等の諮問委員会を任意に設置している場合には、これら諮問委員会と取締役会との役割が明確に規定されているか。
  - ・諮問委員会の意見を尊重する仕組みとなっていること（対外的なP Rのための形式的な設置となっていないか）
- 事業年度毎に、取締役会評価を行うことになっているか。
  - ・評価項目の見直しを含め、常に取締役会の活性化に向けた実務が行われていること
  - ・評価の仕方について、取締役・監査役への質問表（記名式又は匿名式）、個別インタビュー方式、第三者に評価を委託するなど
- 取締役会評価結果の活用
  - ・評価結果を踏まえて、次年度への改善につなげること
  - ・C Gコード対応等、対外的に評価結果の概要を公表すること

## Ⅱ. 取締役会議事録

### 1. 取締役会議事録作成の必要性

#### (1) 必要性の法的根拠

議事録作成は法的義務であり、会社の正式文書でもある。会議の開催日から10年間保存しなければならない。取締役会の適切な運営状況、役員の法的責任の有無を示す重要な証拠となる。反対意見を表明しても、議事録にとどめなければ、賛成したものと推定される。不適切な記載となっていないことが、過料の制裁や取締役の任務懈怠を回避できることになる。

#### (2) 議事録が不適切な場合のリスク

株主に、議事録の閲覧・謄写請求権があるということは、議事録が開示対象文書であることを意味する。過料や訴訟の帰趨への影響、会社の重要な機密情報の漏えいといったリスクが考えられる。

#### (3) 取締役会議事録と株主総会議事録との違い

##### ① 閲覧・謄写請求者の違い

株主総会議事録と異なり、債権者に取締役会議事録の閲覧・謄写請求権はない。

##### ② 閲覧・謄写に際しての裁判所の許可の有無

監査役設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社の場合、取締役会議事録の閲覧・謄写は裁判所の許可が必要となるが、情報公開の流れを受けて、そのハードルは低くなっていると理解すべきである。

##### ③ 署名又は記名押印の扱い

議事録を袋とじする前に、署名又は記名・押印を確認することをお勧めする（特に、記名・押印の場合は、スタッフが押印することもあるので、注意が必要）。

##### ④ 親会社株主による子会社の議事録の閲覧・謄写

子会社の取締役会議事録は、そもそも議事録を作成していなかったり、作成していても法的事項の記載が欠如していたりするなど、杜撰なケースも散見される。子会社管理部署に注意喚起すると良いであろう。

### 2. 取締役会議事録の記載要領（監査役会議事録も基本的に同じ）

#### (1) 記載要領

記載事項は会社法施行規則101条－3項に規定されている。

#### (2) 取締役会議事録作成の基本的考え方

##### ① 取締役会の法定決議事項の記載

##### ② 取締役会の法定報告事項の記載

決議事項と報告事項を明確に区別して記載する。監査役等は、署名又は記名・押印と合わせて、法定事項が記載されているか確認する。

##### ③ 「議事の経過の要領及びその結果」の記載の程度の注意点

簡潔過ぎ（例えば1行程度）は過料リスク、詳細過ぎは企業機密の漏えいリスクがあると考えておいた方がよい。また、議事録本体に、「別紙」と記載した場合には、別紙資料も議事録と一体として開示対象になるので注意を要する。なお、取締役等の発言で、「議事の経過の要領や結果」を構成すると判断されるものは、必ず記載する。

##### ④ 出席者の扱い

出席者は、必ず署名又は記名・押印をする。

##### ⑤ 取締役会議事録の注意事項

i. 定足数の扱い（会社法369条1項）  
定足数を満たしていることが取締役会議事録に明示されていると丁寧でよい。ちなみに、監査役会には、定足数の概念はない。

ii. 特別の利害関係者の扱い（会社法369条2項）

特別利害関係者が決議に加わっていないことは、議事録上に明示する必要がある。

なお、書面決議でも議事録は必要となる。但し、署名又は記名・押印は不要である。

取締役会の実際の運営、取締役会の実際の法的内容から具体的な義務内容、運営実務、評価のポイントに加え、取締役会議事録の記載関連も含めて、法的論点と実務の双方の視点に基づいて、講演・解説させていただいた。監査役や監査（等）委員の皆様が、今後の実務に活かしていただければ幸いです。

（文責 久保 義弘）

講師：防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実氏

演題：巨大地震に備える ～個人も企業も“生き延びるチカラ”強化を！～

### 3.11 以降の日本列島

東日本大震災は日本にとって大きなターニングポイント、すなわち 3.11 以前の日本には戻れないとてつもない大災害であった。この地震で日本列島が災害周期に入ってしまった。歴史的に地震の静穏期と活動期が繰り返されてきたが、東京は静穏期の時に高度経済成長の波に乗り、地下 40 メートルから天空までの脆弱な都市となった。起こしてはならない原発事故が起きた。放射能汚染物質を詰めたフレコンバッグも破れ始めているが、最終処分場も決まらない中で原発再稼働が進み、廃炉のための石棺を日本政府は認めない。3.11 以降、日本中の火山が活動期に入った。国土地理院が GPS を使い日本列島を観測しているが、ベクトルで表示された図をみると、過去 20 年間で東北地方が東南方向に大きく動いている。3.11 によりひずみが日本列島にもたらされた。

### 千年に一度の巨大地震

西暦 869 年の貞観地震による津波被害が 3.11 の被害によく似ていることから千年に一度と言われている。しかし貞観地震のみにスポットをあてるのではなく、9 世紀後半をみると日本列島に天災が集中していたことがわかる。その主な天災のうちまだ起きていないのが 864～866 年の富士山噴火、878 年の関東地震、887 年の西日本（南海）地震である。歴史地震学によれば、9 世紀後半と同じような天災が 21 世紀に集中する可能性を否定できない。

### 再び想定外が起きた！熊本・大分大震災（熊本地震）

大地震はマグニチュード 7 クラスをいう。ちなみに 8 クラスが巨大地震、9 クラスが超巨大地震。まさか熊本で大地震がしかも 2 回起きるとは想定外であった。

マグニチュードと震度の違いを説明する。震度は日本だけの表現で地面の揺れの大きさを表し 0 から 7 までだが、阪神淡路大震災のあと震度 5 と 6 を強弱二つに分けたので 10 段階。

0 は人間が感じない無感地震。気象庁の地震計は 7 までなので実際にそれ以上の揺れであっても値は 7 と発表され、計測地点により数字がいろいろ出る。一方、マグニチュードは地震のエネルギーを表し、一つだけの数字。マグニチュードが 1 大きいと 32 倍のエネルギーであり、2 大きいと約 1,000 倍違う。

4 月 14 日 21:26 マグニチュード 6.3 の地震が発生、気象庁は余震に注意と発表した。16 日 1:26 さらに大きなマグニチュード 7.3 の地震がほぼ同じ熊本県益城町で発生、2 回とも最大震度は 7。余震が続く中、伊方原発と中央構造線につながる大分でも地震が発生し、川内原発のある鹿児島方面でも地震が発生した。

気象庁は二つの大地震が連動して発生した珍しいケースとし、前震、本震と表現した。私は前震発生後すぐに熊本に行き、15 日夜は市内の 12 階建てアパホテルの 7 階の部屋にいたが、ベッドでうとうとしていた時にドーン

と突き上げられ横揺れが始まり、テレビや冷蔵庫が飛び出し始めた。何もできずに揺れが収まるのを待つしかなかった。熊本市内の揺れは震度 6 強であり、防災専門家として貴重な体験をしたことになる。熊本城も大きな被害を受けたがベシヤンコにならなかったのは、大きな揺れがあると重い屋根瓦が落ちるようになっていたから。1981 年（昭和 56 年）に耐震基準が大きく変わったが、それ以前の建築物は直下型地震には耐えられない。新耐震基準の住宅であるにも拘わらず大きな被害を受けた住宅が多かったのは、新耐震基準は 2 回の連続する大きな揺れまで想定していないから。また、木造住宅に対しては 2000 年に耐震基準の見直しがありできるだけ金具を使い固定するようになったにも拘わらずそうしていない手抜き工事や耐震壁がなかったりしていたため。余震を避けるために車中避難や軒先避難など多く発生。今回日本で初めてトレーラーハウス 30 基を福祉避難所に限定するということで公的な避難所として内閣府が承認した。



### 必ず来る首都直下地震

大正 13 年の関東大震災から 93 年となるが、南関東には多くの断層帯があり、その中でも立川断層と三浦半島断層帯が要注意。3.11 以降にこの二つを含む南関東の活断層の再評価をしたときにランクが上がり、首都直下地震の 30 年内地震発生確率は 70% となった。東日本大震災はトラウマ震災、熊本大地震はストレス震災、そして首都直下地震はパニック震災と言えよう。都内 23 区は地盤災害も起きパニックとなることを想定して「備災」が重要である。

### 生き残るチカラと生き延びるチカラ

まず死なないようにすること。災害で亡くなった遺体の処理は周りに大きな迷惑となる。火葬場も壊れ、死亡診断書がなければ埋葬許可が下りない。その為に火災を出さないようにすることそして頭を守ること。手で頭を守るときは手首を内側に入れて首の頸動脈を守るようにすること。簡単なことなので覚えておくように。震災が起きると三種類の難民が発生する。一は帰宅難民、3.11 のときに都内で多くの帰宅難民が発生

した教訓から、東京都は条例を作り大手企業は最低3日間帰宅せずに済むだけの水食糧や資材と環境を備えることになった。二は高層難民、行政サービスは地表レベルでしか対応しないので、ビルの上層階は万一に備えねばならない。エレベーターは使えない。例えば亡くなった方がいた場合に、棺桶をどのようにして持ち上げるのか、棺をどうやって下すか。三は避難所難民、ビルから逃れた多くの人々が避難所に殺到するが避難所は圧倒的に足りない。

次に生き延びるために知っておかなければならないことを説明する。国が行う被災者支援として大きくは災害対策基本法があり、災害救助法があり、現金で最大3百万円の被災者生活再建支援法がある。またマンションについては被災マンション法がある。さらに地震保険があるが、注意すべきはマンションの共有部分については管理組合しか地震保険に入れず、個人が自分だけの占有分だけ入っていてもマンション再建修復に対応できず困ることになることが熊本地震で明らかになったのでチェックしたほうがいい。

### 罹災証明について

建物被害について最初に行われるのが応急危険度判定である。被災した家屋にはいつの間にか「調査済」(緑色)、「要注意」(黄色)、「危険」(赤色)のどれかのステッカーが貼られる。これは行政がその資格を持った判定士を全国から集めて、家屋の外側から被災程度を判断し表示するが、その目的は余震により家屋が倒壊し人的被害等につながるのを防ぐためである。次に被害認定調査が行われる。これは罹災証明に結び付く大事な調査であり、申請しなければならない。行政はこの申請を受けて、資格のある調査員を派遣し被害認定調査をするが、結果は4ランクの罹災証明に分かれる。全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊である。一方、地震保険の査定はこの行政の被害認定調査より早く行われるが、本年4月に改正されて同じく4ランク評価となった。この行政の被災度認定調査は納得しなければ何回でも行われるが、時間がかかりそれだけストレスとなる。全壊は最大3百万円にそれ以外の現金支援含めて計約5百万円、そして仮設住宅に入る資格が与えられる。大規模半壊はほとんど住めずに解体せねばならない状態で、250万円に支援金と仮設住宅入居資格。

半壊、一部損壊は支援金がゼロで仮設住宅入居資格なし。ただし応急修理補助金として、熊本地震の場合は56万7千円がでた。直して住めるなら直して住んでほしいというのが制度のポリシー。大きな問題は公費解体である。熊本の場合は紆余曲折の結果、半壊の場合でも解体の意志ありとした場合は仮設住宅への入居を認めた。

### 「備災」・「三題噺」は国民の義務

#### 1. 飲料水の備蓄

水道は必ず止まる。1日成人1人3リットルというがそんなことはない、1人1リットルで1週間分が必要。ペットボトルで備蓄する場合は500ミリリットル等小さな入れ物とすること。天然水は封を切ったとたんに大腸菌が発生するから飲み切れるサイズがいい。お勧めは水洗トイレのタンクの水約10リットルを利用すること。水道水は塩素処理されているので滅菌効果がある。また、冷蔵庫の製氷皿の水も利用できる。

#### 2. 食料の備蓄

お勧めはカロリーメイト。大塚製薬と災害用の備蓄食料として開発した総合栄養食品。通常のカロリーメイトは保存1年だが、ロングライフは3年保存可能。ただし一般向け販売でなく組織向けなので、会社や団体なら大塚製薬から直接購入できる。また、冷蔵庫を氷冷蔵庫として中に冷凍品や食料を密閉し、震災3日目のうま自然解凍したところにそれを出しカセットコンロで調理すればいい。

#### 3. トイレ対策

災害時には猫になろう。ペットショップで猫砂を購入し、燃えるごみの袋とともに備蓄しておくこと。猫砂の消臭力はみごとである。震災時はトイレに燃えるゴミ袋を敷き、猫砂を少し入れてその上に用をしたらさらに猫砂をかけておく。ゴミ袋がいっぱいになったら口を固く締めてトイレ内に保管、あとで燃えるごみとして収集してもらえる。行政が行う最初のごみ収集は燃えるゴミである。

本日の話を聞いていただいただけでは何にもならないので、ぜひこれら三題噺を具体的に実行してください。首都直下地震は必ず起きます。どうぞ死なないでください。

(文責 関根 紳仁)

## 第536回研修見学会

平成29年7月6日

### 岩井機械工業(株)厚木工場、大磯城山公園旧吉田茂邸

晴れて暑くなる予報の中、8時30分に八重洲鍛冶橋駐車場を出発(参加者39名)。東名厚木付近が渋滞中だったため急遽中央道経由に変更し、圏央道相模愛川インターで降りて、10時前に岩井機械工業(株)厚木工場へ到着した。

#### 《岩井機械工業(株)厚木工場》

工場到着後事務棟6階の会議室で、総務部黒崎様の司会により見学会を始めた。

鈴木監査役も同席の中、徳永常務取締役から御挨拶があり引き続きビデオによる会社の事業紹介がなされた。



岩井機械工業(株)は、乳業・飲料、食品メーカーや製薬会社等の生産プラントのエンジニアリング企業で、今年創業 70 周年を迎えた。工場のある内陸工業団地は、県が約半世紀前から内陸地域での初めての工業団地として造成を開始し、厚木工場は 1978 年に完成した。近年、圏央道が開通しインターが近いことから物流事情が劇的に好転してきている。牛乳、清涼飲料水、ジャムやドレッシング等の食品プラントでは、「殺菌」が非常に重要な工程となる。サンタリー機器等に独自の高い技術力を保有すると共に、加熱冷却方式の殺菌技術に強みがあり、各種の熱交換器が主力商品となっている。

事業説明のあと 2 班に分かれて、プロジェクト本部の藤谷様、岩間様の引率で工場内の見学及び井上様による「三次元 CAD による配管設計」の説明を受けた。まず溶接、切断、切削等の各種加工設備エリアに。溶接作業や各種加工の機械が稼働しており、2 台導入されている最新の多軸切削加工機械は、作業員一人で操作されていた。サンタリー機器及び配管は全てステンレス製で、配管内等流体が通る所は滑らかさが要求される為、溶接の技量が重要であるとのこと。

続いて、2 種類の熱交換器の製造エリアを見学した。「プレート式熱交換器」の製造では、厚さ 0.8 mm のステンレス鋼板にプレス機で圧力をかけると、一瞬にして複雑だがきれいな幾何学模様が施されたプレートが出来上がった。このプレートを 100 枚以上組み合わせで熱交換器となる。牛乳等の原液と蒸気又は冷却水の媒体を、プレートの隙間に交互に流して殺菌と冷却を行うものである。「シェル&チューブ式熱交換器」では、数十本のチューブ管が外筒の中におさめられている。チューブには接触面積を増やす工夫がなされている。チューブ管の内側にお茶、ジュース等の製品液を、チューブ管と外筒の隙間に蒸気又は冷却水等の媒体を流すことで殺菌と冷却を行う。「三次元 CAD による配管設計」の説明は会議室で行われた。設計段階で配管の干渉チェックが可能であり、またスプール図、部品表を作図することで、工場への的確な指示が行えるとのこと。

見学終了後質疑応答を行ない、当会菅野会長から御礼の挨拶のあと、玄関の前で集合写真を撮影。皆様方の見送りを受けつつ厚木市内にある昼食場所「サガミ厚木文化会館前店」に向った。昼食後バスで 30 分走って、大磯城山公園の駐車場に到着。

#### 《大磯城山（じょうやま）公園旧吉田茂邸地区》

旧三井財閥別荘跡地と旧吉田茂邸跡地を整備した県立公園で、旧吉田茂邸は元首相が昭和 19 年頃から亡くなる昭和 42 年まで過ごした邸宅である。この本邸は 8 年前に火災で焼失したが、再建されて没後 50 周年の今年 4 月から一般公開となった。到着後、3 班に分かれてガイドの引率で見学を行った。暑さによる熱中症等の危険性を避けるためガイドと相談して本邸内の見学時間を長くした。

サンフランシスコ講和条約締結を記念して建てられた「兜門」をくぐり、左手の丘の上に建つ数寄屋建築の吉田茂邸へ。建物は残されていた図面で、また吉田家等から提供された写真等各種資料から、室内の家具、調度品類及び装飾品等を再現したとのこと。再建に際してはバリアフリー化の要請で、エレベータ等も設置した。玄関を入り右手の本館エリアへ。1 階の応接間として使用されていた「楓の間」には、唯一焼け残った虎の置物や外交史料館から寄贈された資料等が展示されていた。2 階は、限られた身内以外には入れない私的に使用していた部屋で、掘り炬燵のある書斎、居間や浴室がある。

続いて、左手の新館エリアへ。1 階は「食堂（ロズルーム）」で、接客に使用。2 階に上がると、居間兼応接間として使用していた「金の間」と寝室兼書斎の「銀の間」がある。各部屋の装飾に使用している色から金・銀と名前がついている。どの部屋からもこよなく愛していた富士山が見えるようになっており、庭園のエノキの枝先を水平に刈り込ませて富士山を見ていたとのこと。

昭和 36 年頃に完成した日本庭園は、池泉回遊式のつくりで邸宅の正面に心字池が配置されている。花を愛した吉田茂の嗜好をふまえ、色彩豊かな庭造りとなっている。

また庭園内には、焼失を免れ歴史を感じさせる貴重な建築物である「七賢堂」や、「吉田茂銅像」がある。銅像付近からは富士山、伊豆半島、相模湾、房総半島などが一望できる。

3 時すぎに駐車場を出発し、東名高速を通って予定通り 5 時前に新宿に到着した。

今回岩井機械工業(株)の見学に際しては、会友網倉武夫様にご協力をいただきました。

(鎌田 建次)

# 生涯学習部会コーナー



## 句遊会

七月詠草

兼題：夜店、月見草、当季雑詠

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 夜店過ぐ十円硬貨の重たき日   | 中山 知祐 |
| ほろ酔ひに夜店ひやかす宵の父  | 森 邦彦  |
| 綿菓子やふつくらと持つ夜店かな | 生江沢五風 |
| 夜店風あまた匂ひをのせきたり  | 佐藤 政百 |
| 古書街の道沿ひの棚夜店めき   | 城戸崎雅崇 |
| 小夜更けて孤高に白き月見草   | 石原 克己 |
| 浅間嶺を颯く仰ぎて月見草    | 宮川 至剛 |
| 小半時待てど来ぬ宵月見草    | 清家 静楓 |
| 月見草人の訪ねし気配あり    | 大仲 正敏 |
| 人知れず廃屋の庭に月見草    | 小野 信  |
| 廃線と決まりし鐵路月見草    | 安井 正浩 |
| 病みし日々百日草の盛なり    | 六川 里風 |
| 暑気払ひ酒のつまみは生野菜   | 川田 勝美 |
| 孫と遊びし広っぱ夏工事中    | 眞田 宗興 |



アルカサル城  
(スペイン)

川村知重

ディズニーが「白雪姫」  
のお城のモデルにした  
城と言われています。

## 写友会

### 春季大会結果

会場：東京六甲クラブ

|     |      |
|-----|------|
| 優勝  | 浅香幸雄 |
| 準優勝 | 石田光昭 |
| 第3位 | 市川健一 |

## 棋友会

春季大会は4～5ヶ月かけて戦う大会です。  
7月の例会で以下のとおり結果が出ました。

# 事務局通信



## ◆行事報告

### 第144回理事会

7月13日(木)10:00~12:00 文京区民センター

### 会報委員会

#### 編集

7月4日(火)10:00~12:00 事務局

#### 座談会

7月5日(水)10:30~13:30 事務局

#### 校正

7月19日(水)10:30~12:00 事務局

### 広報委員会

7月13日(木)10:30~12:00 文京区民センター

### ホームページ再構築プロジェクト

7月14日(金)13:00~16:30 事務局

7月28日(金)13:00~17:00 障害者会館

## ◇一般部会

### 第536回研修見学会

7月6日(木)8:30~16:50

岩井機械工業(株)厚木工場、大磯城山公園旧吉田茂邸地区

### 第739回講演会

7月10日(月)14:00~16:00 日比谷図書文化館

講師 防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実氏

演題 巨大地震に備える

～個人も企業も「生き延びるチカラ」強化を！～

## ◇監査部会

### 第299回監査セミナー

7月4日(火)14:30~17:00 スカイホール

(他体験2名、特別2名)

講師 獨協大学大学院法務研究科(法科大学院)教授

高橋 均氏

テーマ 取締役会の権限・運営・評価に関する法と実務

～監査役・監査(等)委員の視点を踏まえて～

### 第1回監査基礎講座

7月19日(水)14:00~17:00 文京区民センター

講師 元東電広告(株)常勤監査役 小森克紀氏

テーマ 監査役制度(監査役とは、監査役の役割など)

### 第207回監査実務研究会

7月26日(水)14:00~17:00 文京シビックセンター

問題提起者 (株)テンダ監査役 小林正一氏

コーディネータ 元(株)湖池屋 常勤監査役 星 一雄氏

テーマ 監査法人ガバナンスコードと4大監査法人

### 第59回スタディグループ分科会

7月20日(木)14:30~17:00 文京区民センター

発表者 元日本オキシラン(株)常勤監査役 板垣隆夫氏

元日新電機(株)常勤監査役 金馬房雄氏

元(株)トライアイズ常勤監査役 古川孝宏氏

兼松エレクトロニクス(株)取締役常勤監査等委員

高橋 薫氏

テーマ 米国型企業統治の批判的研究(株主主権論、モニ

タリングモデル、監査委員会監査)

### 第58回独立委員会セミナー

7月5日(水)14:30~17:00 文京区民センター

発表者 塩野山下法律事務所所長 弁護士 塩野隆史氏

テーマ セイクレスト事件の意義と課題

## ◇生涯学習部会

### 写友会 例会

## 出席者

|                     |            |    |
|---------------------|------------|----|
| 7月13日(木)13:30~17:00 | 文京区民センター   | 17 |
| 画友会 例会              |            |    |
| 7月3日(月)13:30~16:30  | 文京シビックセンター | 13 |
| 句遊会 例会              |            |    |
| 7月5日(水)14:00~16:00  | 菱友会会議室     | 11 |
| 楽友会 例会              |            |    |
| 7月27日(木)13:30~17:00 | 浅草教会       | 18 |
| 棋友会 例会              |            |    |
| 7月25日(火)13:00~17:00 | 東京六甲クラブ    | 10 |
| ◇同好会                |            |    |
| 声友会                 |            |    |
| 7月11日(火)13:00~16:00 | (銀座)505    | 12 |
| 楽器演奏同好会             |            |    |
| 7月15日(土)13:30~17:00 | 横浜練習会場     | 9  |
| エッセイクラブ             |            |    |
| 7月18日(火)12:45~16:30 | 菱友会会議室     | 12 |
| 江戸文化研究会             |            |    |
| 7月8日(土)13:20~16:30  | 平塚、藤沢      | 10 |

## ◆会員・会友異動

### (新入会員)

○寺嶋 徹 日本ブラスター(株)監査役／紹介:渡部 潔氏  
 ○大屋俊治 菱電商事(株)常勤監査役／紹介:長江賢治氏  
 ○岸田 守 日本冶金工業(株)常勤監査役／紹介:前田博美氏  
 ○太田博久 インパックスマセラアラフラ海石油(株)常勤監査役／紹介:吉田 裕氏

○柳下道明 (株)JMC常勤監査役／紹介:佐野勝宣氏  
 ○水町雄太郎 小原化工(株)常勤監査役／紹介:西村辰明氏  
 ○丸山孝生 横河メータ&インストルメンツ(株)常勤監査役  
 ○丸山景資 日東電工(株)常勤監査役

### (新入会友)

○小坂紀夫 元(株)エヌ・ティ・ティエムイー／紹介:佐野勝宣氏  
 (会員から会友へ)

○岡部博憲 元(株)弘電社  
 ○杉山通人 元(株)カナデン  
 ○浅見 博 ペルノックス(株)顧問  
 ○恩地和明 元東芝ソリューション(株)  
 ○小泉 滋 (株)シンリョウ社長室付

### (交替会員)

○小林雄一 (株)弘電社常勤監査役／前任:岡部博憲氏  
 ○高橋 功 三菱電機ライフサービス(株)常勤監査役／前任:兼弘龍男氏

○境 晴繁 (株)カナデン常勤監査役／前任:杉山通人氏  
 ○玉井 毅 菱電エレベータ施設(株)常任監査役／前任:岩本英二氏

○吉田郁夫 東芝デジタルソリューションズ(株)監査役／前任:恩地和明氏  
 ○引間栄一 三菱スペース・ソフトウェア(株)常任監査役／前任:伊藤二郎氏

○内田賢二 石油資源開発(株)常勤監査役／前任:森谷信明氏  
 ○中井淳夫 (株)キューブシステム常勤監査役／前任:小泉滋氏

○山本 健 三菱プレジジョン(株)常勤監査役／前任:廣瀬晴三氏  
 ○荒木保男 (株)ツカモトコーポレーション常勤監査役／前任:山田雅人氏

(退会会員)  
 ○上野正人 住商セメント(株)常勤監査役  
 ○山田雅人 (株)ツカモトコーポレーション常勤監査役  
 ○中嶋靖雄 (株)アダツアーズジャパン常勤監査役

| 会 員 | 会 友 | 計   |
|-----|-----|-----|
| 183 | 148 | 331 |

H29.7月末現在

## 編集後記

☆講演会は、必ず来る(30年内発生確率70%)首都直下型巨大地震に対してどう備えて生き残るかというシリアスなテーマで、防災・危機管理ジャーナリスト渡辺実氏に話していただいた。国民の義務として、①飲料水②食料の備蓄③トイレ対策はしておかなければならないとのこと。人口1200万人余りの大都市が被災したことを考えたときその光景はとても想像を超えるものである。

☆監査セミナーでは獨協大学法学部の高橋均教授に「取締役会の権限・運営・評価に関する法と実務」についてその内容と監査役としてどう向き合っていくのかの解説をしていただいた。とにかく形骸化しがちな取締役会をいかに実効化させていくのか、取締役会のメンバーである監査役・監査(等)委員もそのことをしっかり心がける必要がある。(川村 知重)